

# 東南アジア土地制度論

たき かわ つとむ  
滝 川 勉

- I 概 要
- II 各国別の研究動向
- III むすびにかえて

## I 概 要

『この小稿の目的は、だいたい1970年以降今日にいたるほぼ10年の間に発表されたわが国研究者による東南アジア地域の土地制度、土地〔農地〕改革に関する主要な研究論文の動向を概観するにある。目録にはできるかぎり論文の脱落がないことを期したつもりであるが、筆者の現在の能力、時間的制約からその点はあまり自信がない。また対象範囲もできるだけ狭く限定したのであって、農村調査、村落調査報告にしてもある程度土地制度、土地所有関係にふれたものはかなり見受けるのであるが、それが主要な関心となっていない場合には、若干の例外を除いて原則的に割愛した。

ところで、筆者はかつて「東南アジア農業問題研究の現状と課題」と題する覚書(滝川編〔2〕に収録)のなかで、戦後のわが国研究者によって東南アジアの土地制度、土地改革問題について比較的多くの業績が発表せられてきたにもかかわらず、まだまだ本格的な研究は現われていないと書いたことがある。この点については今日でも基本的に当てはまると考えるのであるが、しかし過去10年ちかくの間にこの研究分野で着実に研究が積み上げら

れてきていることも事実である。この点は末尾に付した文献リストを一瞥するだけでも、ある程度理解することができるであろう。しかし、本格的かつ体系的な研究というには全般的にまだまだ十分とはいえないのであって、この点は内外の研究を通じて言えることである。土地制度の研究といえば、たんに土地法や民法など制定法上の研究に止まらず、いわゆる「生ける法」の研究を不可欠とし、両者の関係ないし乖離の実態を把握することが必要であるが、こうした研究はまだ十分には行なわれていない。また東南アジア諸国はその大部分がかつて欧米の植民地であったことから法制面で本国の影響を大きく受けてきており、戦後の独立後もその遺産を多分に引き継いでいるから、植民地時代あるいはそれ以前の土地法制、慣習法の研究なども必要である。こうした研究を踏まえた上で、土地制度研究の最終目標は、土地所有関係を基軸にしつつその他の諸関係をも考慮に入れて一国の農村社会がはたしてどの方向に変化するかという点を総体的に把握する現状分析でなければならないであろう。だが、このような問題意識に立った現状分析も部分的には現われつつあるが、全般的にはまだまだ不十分というのが実態である。

過去10年あまりの研究状況を概括的にみると、地域的にはフィリピンについての業績が最も多

く、ついでベトナム、インドネシア、タイ、マレーシアとなっている。しかし、ビルマについてはほとんど研究がみられない。ベトナム、インドネシアの場合には植民地化以前ないし植民地統治下についての歴史的研究に重点が置かれているようであるが、フィリピン、マレーシアの場合には現状分析に力点が置かれている。タイはその中間であるといえよう。こうした研究状況の差異がなぜ出てくるのかという点はそれ自体興味ある研究課題であり、十分検討にあたいすることであるが、さしあたり共同体的土地所有の性格の強さと歴史的文献研究とは相関関係にあるという点を指摘しておくに止めたい。農地改革、土地改革についてはフィリピン、ベトナムに研究が集中している。それはフィリピンで現在農地改革が政策上の重点項目となっていること、またベトナム社会主義共和国の成立に下からの土地改革が重大な役割を果たしたと密接な関連がある。タイでは1975年にこの国ではじめての農地改革法が制定せられたが、将来はこの法律の実施状況や問題点について研究者の関心が寄せられるであろう。以下、各国別の研究状況を概観しよう。

## II 各国別の研究動向

### 1. フィリピン

はじめにフィリピンにおける研究動向であるが、研究者の関心は大別して三つの分野に集中している。一つは農村実態調査を通じて土地所有制度の実態とその変容を明らかにしようとするものであり、梅原弘光、高橋彰、速水佑次郎氏たちの研究がこれに属する。第2は戦後の農地改革の実施とその問題を検討しようとするものであり筆者や吉川洋子氏たちの研究がこれに属する。第3は戦前、戦後の農業問題、土地問題の理解と関連し

て、私的土地所有権の確立、地主制の成立を歴史的に検討しようとするもので、梅原弘光氏の業績がその主たるものである。

第1の農村実態調査の分野では、梅原弘光氏による中部ルソンのハシエンダ・バリオについての克明な調査報告がある〔7、9〕。この調査は、フィリピンにおける大地主的土地所有として典型的なハシエンダ・バリオの構造を土地所有関係に基本視点を置いて分析したものであり、中部ルソン、ブラカン州の一農村の地主小作関係に視点を置いた高橋彰氏の調査事例（『中部ルソンの米作農村——カトリナン村の社会経済構造——』アジア経済研究所1965年）とともに先駆的な業績といえる。この梅原氏の調査は、戦後このハシエンダ内でプエスト〔耕作権〕売買慣行が発生し、小作農間で小作地の又貸し現象が発生したことを明らかにしている。いわば小作階層内部における重層化現象とでもいうべきものであるが、この点は今日の戒厳令体制下における農地改革実施と関連して興味ある問題を提起している。

一方、高橋彰氏はブラカン州カトリナン村の農村調査を10年後にふたたび試みて（とくに「技術進歩・土地改革・農民化——中部ルソン農村の変容——」〔16〕）、この間に生じた経済、社会変動の実態を描写、検討している。すなわち、これまで分益小作制下にあったこの村の農民は、1963年農地改革法によって定額借地農に転化し、水利灌漑事業の拡大、高収量品種の普及に伴って所得を増大し、生産・生活両面でドラスチックな変貌をとげていること、それは刈分小作農のかつての労働者的性格から「農民化」（高橋氏は *peasantization* という特有の言葉を使っている〔15〕）への転換であると高橋氏は指摘する。さらに土地所有関係の変化に伴って村落内農村労働者層の相対的地位低下および又

小作の出現などの現象を明らかにしている。

さらに国際稲研究所に所属していた速水、菊池両氏らによる南部ルソン、ラグナ州の村落調査〔14〕は、1966年以降の10年間において、この村での土地所有関係にも大きな変貌のみられたことを明らかにしている。すなわち、この間における人口増大現象と農地零細化の進行、土地なき農民の増大、一方農地改革の進行にともなう刈分小作農の定額借地農化、高収量品種の導入に伴う土地生産性の上昇などの結果、定額借地農による小作地の又貸し現象、すなわち又小作人の発生現象を明らかにしている。速水氏たちはこの現象を多層地主制 (multi-stage landlordism) の名で呼んでいる。マニラ周辺部に位置するこのラグナ州や高橋氏のブラカン州の調査で明らかになったこのようなドラスチックな変貌現象にはそれなりに興味を引かれるのであるが、これをどこまで普遍的現象とみるかはやはり今後に残された重要な研究課題であろう。

ついで農地改革に関して、筆者は「フィリピンにおける農地改革の新展開」〔18〕において1963年農地改革法の実施状況と問題点を、さらに〔19〕において1971年農地改革法改正法の成立の背景とその問題点を検討した。その後、筆者は、1972～74年にかけてフィリピン大学に留学した機会に戒厳令下の農地改革の実施をつぶさに見る機会を得た。この農地改革の内容と問題点を覚書の形で取りまとめたのが論文〔20〕である。その後、筆者はこれらの論文に加筆修正を加え、さらに1955年農地改革法をつけ加えてある程度の体系化を試みた。これが『戦後フィリピン農地改革論』〔21〕である。このなかで筆者がとくに意を注いだ点は、各農地改革法制定の意義をそのときの政治的・社会的情勢との関連で明らかにしようとしたこと、

いま一つは1963年農地改革法に限られはしたが、議会議事録の検討を通じて法案審議の過程で地主利害がいかに関徹していったかを明らかにしようとしたことである。ところで、〔21〕ではマルコス大統領によって新社会建設のコーナーストーンとされる戒厳令下の農地改革について1974年段階までしか扱えなかったのであるが、その後の経過をとり入れて内容的にアップ・ツー・デイトにしたのが「戒厳令下フィリピンの農地改革——その実態と問題点——」〔22〕である。このなかでは、とくに最近の問題として地主・小作間で地価決定をめぐって大きな困難が生じていることを指摘した。

フィリピンの農地改革については、別に吉川洋子氏による二つの論文〔23、24〕がある。一つは1963年農地改革法制定の政治過程を、いま一つは1971年農地改革法改正法成立の政治過程を扱ったもので、ともに政治学の立場からする分析である。この他に梅原氏による農地改革実施の現地報告「フィリピン戒厳令下の農地改革とその農民、農村社会への影響」〔11〕がある。この報告はヌエバ・エシハ州のフィールドワークにもとづくものであるが、とくに農地改革の進展が農民や農村社会にどのような影響を与えているかを基本視角としている。この実態調査で明らかにされたことは、農地改革の実施過程での名目的農民の増加、農民間における耕作権(プエスト)売買の頻発現象および地主の対抗手段としての小作農への延滞小作料支払要求や宅地買取り要求など、さらに国警の農地改革介入現象などの諸点である。

さらに農地改革の実施とも関連して、フィリピンの地主の性格を知っておくことが必要であるが、これまでかかる研究はほとんど皆無とってよかった。その意味で梅原氏の紹介にかかわるベルナルの修士論文「フィリピン農業発展におけ

る地主の役割」〔6〕は貴重である。この論文はフィリピンの地主に関するほとんど唯一の研究ともいえるものである。この研究のなかでベルナルは、地主の基本属性を近代的、伝統的、温情主義型、非温情主義型の四つに分類し、それらを組み合わせることによって四つの地主類型区分を行なっているが、フィリピンでは近代的・温情主義型地主が支配的であると結論している。また従来の地主類型としての在村地主 (resident landlord)、不在地主 (absentee landlord) の他に、その中間形態として在郷地主 (resident-absentee landlord) を新たに規定したことは、フィリピン農村の実態に即して意義があろう。ただ、ベルナルが地主の経済発展上の役割を不当に高く評価しているきらいがある点は問題である。

つぎにフィリピンにおける私的土地所有権確立過程に関して、梅原氏によって二つの論文〔12, 13〕が発表せられている。フィリピンではスペイン統治末期に農業資本主義発展の前提として1880年の王室布令を皮切りとして土地所有権に関する一連の立法措置がなされたが、これはきわめて不十分に終わった。フィリピンにおける私的土地所有権の確立はアメリカ統治下においてはじめて達成されるのであり、それは1902年の土地登記法(その全訳と解題〔8〕)、1903年の公有地法(その全訳と解題〔10〕)によって始まり、1913年の地籍法をもって完了する過程であった。梅原氏は「フィリピンにおける土地所有権確立事業に関する一考察」〔13〕においてアメリカによる土地所有権確定事業の意図と方法およびその結果を概括している。そしてこのアメリカによる土地所有権の確立過程の背後で慣習的土地権の下にあった小農民の土地喪失が進行し、それが1930年代における土地問題の背景をなし、さらに今日の農業問題に基本的に

なかる問題であることを指摘している。

この他にフィリピン社会に関する歴史的研究として、スペイン統治以前の原住民パラガイ社会の構造を分析した池端雪浦氏の「東南アジア基層社会の一形態」〔5〕がある。この論文は、モルガの古文献やブレーア・ロバートソンを駆使した克明な研究であり、パラガイ基底社会の身分的階層構成、土地所有制度、相続・婚姻制度、法慣習などに主として関説している。

## 2. インドネシア

この地域では戦後の農業問題、土地問題を理解するために村落(デサ)共同体の性格を歴史的に検討することが基本的に必要であるとの共通認識に立って、19世紀ジャワの村落共同体の性格や村落の土地処分権についての研究が端緒的に行なわれはじめている。このうちとくに注目すべきは加納啓良氏と森弘之氏の研究業績である。両氏はともにオランダ植民地政府が1868年から69年にかけてジャワ全域で実施した土地制度調査の報告書『ジャワ・マドウラ現地人土地権調査最終提要』(以下『最終提要』と略す)全3巻の分析の上立って研究を進めているところに先駆的意義がある。とくに注目すべき業績は加納氏の論文「19世紀ジャワの土地制度と村落(デサ)共同体」〔29〕であるが、氏は植民地時代における地主小作関係の展開すなわち土地問題の発生時期を1870年前後と考えて『最終提要』によりつつ当時の土地種類別占有・利用形態、耕地移動と小作関係のあり方、職禄田、宅地の占有形態、放牧地、荒蕪地の利用形態などを細かく検討し、仮設的結論としてデサ共同体の基本性格を地縁制的編成原理の優越する共同態と規定している。この点は加納氏が「デサ共同体に関する一考察」〔30〕で同じく『最終提要』によりつつ、デサ共同体の基本性格を経済史的立

場から「私的所有」の契機が甚だ弱い「アジア的」性格を色濃くもった村落共同体であると結論している点と一致する。この場合、氏が19世紀ジャワの村落共同体の性格に関心をもった基本的理由を、スハルト体制下における最近のインドネシア政治の動きのうちに「共同体的イデオロギー」が強化される傾向が認められるとしている点と関連させていることは注目されよう。加納氏は上部構造としての共同体的イデオロギーの発生根拠を歴史的に基礎的社会経済構造の内実のうちに求めようとしているのである。

同じく『最終提要』の資料を分析してジャワの土地占有(とくに共同的占有)とデサの歴史的考察を一步進めんとしたものに、森弘之氏の論文「ジャワの『共同的占有』と強制栽培制度」[36]がある。森氏はデサの共同的占有が原初的なものではなく、むしろ1830年にはじまる強制栽培制度(Culturstelsel)に伴って村落(デサ)の「共同体占有」が上からの総督の強制によって創出されたものとし、この点を『最終提要』によりつつジャワの藍栽培や甘蔗栽培の事例から論証しているのである。かように『最終提要』を用いてのジャワ土地制度の本格的な研究は加納、森両氏によってわが国でようやく開始されはじめたとの感が深い。この『最終提要』そのものの内容を紹介し、19世紀ジャワの土地制度に関する唯一包括的な文献として高い評価を下しているものに内藤能房氏の論文[35]がある。

さらに村落の土地に対する共同体的規制、すなわちデサの土地処分権の変化過程について歴史的に考察したものに、二つの研究ノートがある。一つは内藤氏の中部ジャワについての覚書[34]、いま一つは大木氏の西スマトラ村落についての覚書[26]であるが、いずれも今後の本格的な研究の開始

をうかがわせる端緒的な試みといえる。いま一つ、オランダの植民地農業政策の一環として、加納氏による1870年土地二法(農地法 Agrarische Wet および農地令 Agrarische Besluit)に関する歴史的研究がある。この1870年土地二法こそは1960年の農地基本法の制定にいたるまでのおよそ90年間にわたって、オランダ植民地政府によるエステート経済形成のための土地立法の基本原則をなしたのであるが、この土地二法成立の歴史的背景およびその内容と問題点について経済史的考察を行なったのが加納氏による論文「オランダのインドネシア植民地支配と土地政策」[27]である。この考察はいうまでもなく独立後インドネシアの農業・農民問題理解のための予備作業といえるものである。

以上はインドネシア土地制度についての歴史的研究であるが、それに比べて現代の土地制度、土地改革に関する研究はきわめて少ない。まずそのうちでは飯島正氏による論文「インドネシアの土地改革と村落共同体」[25]をあげておこう。この論文はスカルノ体制下に1960年土地基本法を骨子として展開された農地改革法の内容、経過、その成果を検討したものであり、とくにそれが村落共同体の錯綜した土地権にどのように影響を与えたかを考察している。そして著者は、この改革は農地の再分配の面からして、結果的に土地改革というにはあまりに不徹底なものであり、農業構造の変化の動きはみられず、ジャワに関するかぎり重層的な小作制度を一層複雑化するかたちで村落共同体成員の生活を維持しなければならないのが現状であると結論する。

今日のインドネシアでは土地制度を中心とする村落調査はきわめて困難となっているが、加納啓良氏が最近2カ年の留学期間中に実施したインテンシブな農村調査結果がモノグラフとしてとりま

とめられている。一つは『南マランにおける農村社会経済状態の研究』[32]であり、いま一つは『土地所有と労働機会——ジョクジャカルタ、バントウル地区農村社会経済調査暫定報告書——』[33]（ともに1977年、インドネシア語）である。前者の東部ジャワの村落調査では、農業商業化の進展とともに階層分化が顕著にみられ、大規模所有者と4割に達する無耕地農民世帯が存在すること、また農外就業機会の乏しさなどの事実が明らかにされている。後者はジョクジャカルタ周辺農村の実態調査報告であるが、ここでは土地所有の零細性と階層分化の低位および農外への労働力流出の激しさなどの現象が明らかにされている。これらの報告は、東・中部ジャワに限られているとはいえ、今日のインドネシア農村の土地制度の実態に迫った数少ない貴重な調査であり、いずれ邦文のかたちで発表される日を期待したい。

### 3. マレーシア

この国の場合に特徴的なことは、土地制度に関する歴史的研究がスルタン支配とも関連するのである。研究は主として土地制度の現状分析として、また戦後の土地政策というかたちで進められている。土地制度に関する現状分析としては、堀井健三氏によるケダー、クリアンンのインテンシブな農村調査[40, 44]、東大経済学部大内力氏らの『西マレーシアの稲作農村』[38]、部分的には京都大学東南アジア研究センターの研究者による『マレー農村の研究』[39]がある。これらの調査研究が共通して明らかにしていることは、マレーシアにおける地主小作関係の血縁的性格の強さである。この点を明らかにしたことは、これらの調査のメリットであろう。『マレー農村の研究』[39]に代表されるが、マレー農村の共同体的性格は水稻の

天水田耕作と関連して弱く、双系性原理の上によって個人の相対的独立性は強いとされる。その場合、地主小作関係の血縁的性格の強さははたしてなにに由来するといえるのであろうか。また同じく双系性原理に立つジャワ、フィリピンに比べてマレーシアのみに際立った地主小作関係の血縁的性格の強さははたしていかに説明されるのであろうか。こうした点の究明は今後に残された重要な研究課題であろう。ただフィリピンでも、ピサヤなどの島嶼部では、地主小作間の血縁的性格は比較的強いとされるから、こうした点も十分考慮して以上の課題は検討される必要があろう。

また上記いずれの調査報告も、こうした地主小作関係の血縁的性格は、稲作生産力の上昇、商品化の進展などとともに薄れる方向にあると指摘しているが、しかしマレーシアでも開拓可能な新開地が次第に少なくなり、一方既耕地における人口密度が高まるにつれて、逆に地主小作関係の血縁的性格は強まる可能性もあるのではなからうか。正逆いずれの方向をたどるか、今後の実態調査が明らかにすべき課題であろう。

さらにマレーシアの小作政策については、1955年小作令および同67年改正法について、堀井氏の一連の研究論文、解説がある。とくに「マレーシアの小作政策」[45]は67年改正法の内容と問題点を指摘し、それが55年法に比べて小作権安定の点でかなりの改善があったこと、しかも法適用の地域範囲において限界性があることを指摘している。なお、1955年小作令成立の背景について、堀井論文[42]は米販売価格の下落が原因となった事情を明らかにしている。

### 4. タイ

この国については、大別して地租改正、土地所有権の創出にかかわる歴史的研究と、戦後の土地

所有の実態や統計に関する研究の二つがある。前者の研究は主として北原淳氏によって、後者の研究は主として友杉孝氏によって行なわれてきた。北原氏の最も主要な論文は「タイにおける土地所有権の確立」〔51〕であるが、この中で今世紀初頭の土地所有権確定政策の前史として1890年代の土地権のあり方とそれに対する政策の変遷に重点を置いた精密な社会経済史的分析を試みている。タイの土地所有権確定政策は19世紀後期からの運河の開発と密接な関連をもつて行なわれた。この論文は、「ラーマ5世文書」を部分的に利用してとりまとめられたわが国では先駆的なタイ土地所有権の研究といえる。だが、タイでは所有権確定はまだまだ局地的現象に止まり、1960年代の工業化、土地商品化の進行に伴い土地所有権確定はいつそう必要となっているにもかかわらず、他方では社会不安の抑制のために土地所有権の集中の再分配（農地改革）が同時並行的に必要とされ、いわば二元的土地政策をとらざるをえないという矛盾に置かれている。北原氏の『近代タイの土地法制』〔47〕は上記論文を完成させるための準備作業の成果であるが、この中には1901年以降の主要な土地法規の翻訳が収録されている。

さらに北原氏は、以上と関連して地租改正に関する2論文「タイにおける地租改正と国家統一」〔50〕および「タイの地租改正について」〔52〕を公表している。タイの地租改正は、1870年代から1910年にかけてのチャクリ改革の一環として行なわれた財政改革であり、多分に国家権力の一元化、王権の確立・強化の目的をもつものであり、地租改正と土地所有権確立とはかならずしも結びつかない。論文〔52〕において、チャクリ財政改革の意義、地租改正の経過および地稅徴収の実態が述べられている。

戦後タイの土地制度について注目すべき研究の一つは、友杉氏による『1968年中部タイ26県土地経済調査——その全訳と解題——』〔53〕である。友杉氏は、中部タイ26県の統計数値をチャオプラヤー・デルタ地帯95郡とデルタ周辺部73郡に分けて再集計し直すことによって、中部タイ・デルタ部（中心的農業地帯）では通説に反して予想以上に小作化率の進んでいることを明らかにした。この調査時以前の統計はきわめて不完全であり、1953年調査にしても63年農業センサスにしてもタイは自作農国という通説を再確認するに止まり、土地問題の深刻さを否定する結果に終わっていたから、友杉氏が国家開発省の1968年調査を利用することによって、こうした通説を打破した功績はきわめて大きいといわなければならない。友杉氏は「タイにおける土地所有の展開過程」〔55〕のなかでこの点をふたたび強調している。一方、北原氏は、中部タイ・ナコンナーヨック県の村落実態調査〔48〕において、小作農・農村労働者世帯の多いこと、および一部在村地主への土地集中の進行傾向を発見している。

タイでは土地問題の悪化に対応して1974年小作統制法、75年農地改革法の制定をみるにいたった。これらの法律の内容と実施過程についての調査はまだほとんど現われていないが、梶田勝氏の『タイ経済の発展構造』〔46〕には付録として75年農地改革法の全文の翻訳と解題が収録されている。

## 5. ベトナム

この国についてはフィリピンとともに比較的多くの研究が発表せられているが、その場合、公田制（村落共同体）に関する歴史的研究と戦後のベトナム農民解放（土地改革）およびこれに対抗する南ベトナム政府側の農地改革政策に研究が集中

しているところに特徴がある。公田制の歴史的研究は、戦後のベトナム人民解放戦争に自律的な村落共同体の存在がはたしてその根拠たりえたかという、すぐれて現代的な問題関心に支えられている。このような問題意識の下に、15世紀末に絶頂に達したベトナム公田体制の発展的崩壊を、その後の均田例の内容の分析を通じて検討した精力的な研究として桜井由躬雄氏の一連の研究論文がある。このうち代表的なものとして、18世紀初頭の永盛均田例を扱った「永盛均田例の周辺」〔58〕、「永盛均田例の研究」〔59〕、さらに19世紀初めの嘉隆均田例に関する「嘉隆均田例の分析」〔61〕をあげることができる。これらの桜井氏による着実な均田例研究はフランス極東学院所蔵のベトナム本原本に依拠して行なわれており、かつてのヴ・ヴァン・イエンの名著『仏印における公田制度の研究——村落共有地の法律的、社会的、経済的研究——』(Vu-Van-Hièn, La Propriété Commuale au Tonkin, 1940—中込武雄・大橋宣二訳 栗田書店 1944年)の概括的内容をさらに一步精密化しようとする意欲的な試みといえるであろう。

桜井氏の問題関心は、15世紀黎利王朝の律令体制下の行政村落としての社がどのような変化を経て近世の自律的な村落共同体に発展していったかを検討することにあり、そのために律令体制下の公田から近世公田に移行する過渡期の均田例として18世紀初頭の永盛均田例を検討し、すでにその時公田の私有地化と、村落内階層分化による農民の大量析出、大土地占有者層の発生がもたらされていたことを明らかにする。これは律令体制下の公田制の解体現象であるが、その後の19世紀嘉隆均田例の時期に一層の進展をみている。すなわち、この時期にはもはや公田の不可譲渡性は事実上失われ、公田の分給業務は国家の統制から村落

の自律的管理に移されている。以上は法令の分析作業の結果であるが、下部構造としての村落内農民の土地占有状況について精密な検討を加えたのが「19世紀ヴェトナム村落内土地占有状況の分析」〔60〕である。この論文はベトナム北部村落の地簿の分析結果に基づくものであるが、このなかで桜井氏は公田、私田とも他村領域にまたがる飛地化現象がきわめて一般的にみられること、すなわち土地占有に大きな流動性があることの発見から、19世紀ベトナム村落を自立閉鎖的な自然村落とする定説には疑問を提示している。なお、桜井氏は、以上の主要論文の他に、15世紀の洪徳均田例についての史料紹介〔57〕をも行なっている。

桜井氏とほぼ同様の問題意識に立って、フランス植民地政権の村落共同体への対応を検討したものに吉沢南氏の論文「植民地型開墾地(コンセション)設定について」〔69〕がある。氏は権力との関連で村落共同体を支配の手段という面と農民の抵抗組織としての面との二面性をもったものとしてとらえる立場を表明し、フランス植民地権力が植民地型開墾地(コンセション)設定=新田開発を既存の村落共同体の否定ではなくて、むしろベトナム村落の支配のために公土政策をそこに導入しつつかえって村落共同体の再編をはかったことを明らかにしている。なお、吉沢氏はいま一つの論文〔70〕において、ヴー・フィ・フック論文の紹介を通じて、自説との異同を明らかにしている。ヴー論文は、フランスのベトナム統治を、公田公土制度の維持と破壊の二側面をもったものとしてとらえ、1884年以降三つの時期区分において、その両側面の現われ方を検討しているのである。

1945年9月の独立後、ベトナム民主共和国において実施された初期の土地政策、1953年土地改革法の実施過程および問題点を詳細に検討したもの

に村野勉氏の一連の論文「ベトナム民主共和国独立初期の土地政策」〔66〕, 「北ベトナムの土地改革」〔68〕がある。とくに〔66〕の論文はこれまでわが国ではほとんど紹介されたことのない1945年以降53年3月までの初期のベトナム民主共和国における土地政策の展開を関係法令の内容に則して分析し、問題点を指摘したものである。ベトミンの党・政府にとって土地再配分の過程でとくに北部の広大な村落共有地(公田・公土)の処理が問題になったことは注目すべき点であり、52年5月には公田公土暫定給付条令が發布され、また53年4月公布の土地政策条令にも村落共有地の分配規定がもられている。〔68〕の論文は53年土地改革法の内容を紹介し、その実施過程でとくに重視された大衆動員の実態と実施面で生じた左翼偏向の誤り、その是正策および土地改革の成果について論じている。なお村野氏は、ベトナム民主共和国の主要な土地政策法令を翻訳し『ベトナム民主共和国土地政策関係資料集』〔65〕として集大成しているが、これは研究者にとってきわめて有益な資料といえる。

さらに南ベトナムにおいて、ベトミンおよび南ベトナム解放民族戦線の土地改革との対抗関係において実施されたゴーチン政権による農地改革政策の意義と限界を論じたものに滝川論文〔64〕および木村哲三郎氏の「南ベトナムの土地改革」〔56〕がある。木村論文はチュウ政権の1970年新農地改革法にまでふれて、その限界性を鋭く指摘している。一方、この見解と対照的なものとして、高橋保氏の論文「メコンデルタにおける土地所有と経済社会開発史」〔63〕がある。

## 6. ビルマ

この国の土地制度関係では竹村正子氏による「下ビルマ・デルタ地方における農民負債と土地

集中」〔71〕の他には論文がほとんど見当たらない。この竹村論文は、イギリスの下ビルマ領有以来のイラワジ・デルタ地帯における土地集積、農民負債、農民窮乏化の実態を具体的事実をもって克明に追求した労作である。資料面では、これまでわが国ではほとんど利用されることのなかったイギリス植民地当局の刊行せる「官庁報告書」を十分に活用しているところに特色がある。イギリスの経済的自由主義政策の下で農業植民地として再編されていった下ビルマの農業問題は、その解決を独立後のビルマ政府に委ねざるをえなかったのである。

## III むすびにかえて

これまで各国別の研究状況をおおまかに概括した。論文のうちにはもっと深く検討を加えたいものもあるが、紙幅の関係もあって今回は断念せざるをえなかった。しかし、これまでの各国別の概観によってみても、ここ10年ほどの間にわが国における東南アジア土地制度研究も着実な歩みをもって行なわれてきたことを認めうるであろう。さらに今後10年の間にはおそらくこのような業績の上に立って体系的かつ本格的な研究の発表を認めうるのではなからうか。そのための基礎は、国によってかなりの違いはあるにしても、相当に築かれているように思われる。もちろん、こうした研究が実現するためには、現地国側研究者による研究の進展と学問的な相互交流が不可欠となってくるであろう。そのような徴候はすこしずつではあるがすでに出はじめている。

## 〔文献リスト〕

### 〔一 般〕

- 〔1〕 斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済

- 研究所 1976年。
- [2] 滝川勉編『東南アジア農業問題研究の現状』アジア経済研究所 1970年。
- [3] 滝川勉編『東南アジアの農業・農民問題』並紀書房 1971年。
- [4] 滝川勉「東南アジアの農業と農民」(川田侃編『今日の南北問題』日本評論社 1976年)。
- [フィリピン]
- [5] 池端雪浦「東南アジア基層社会の形態——フィリピンのパラガイ社会について——」(『東洋文化研究所紀要』54冊 1971年3月)。
- [6] 梅原弘光「フィリピン農業発展における地主の役割——Enriqueta A. Bernal, *The Role of Landlords in Philippine Agricultural Development: An Exploratory Study* (M. A. Thesis Submitted to the College of Agriculture, UP, May 1967) [の要約・紹介]——」(『アジア経済』11巻4号, 12巻2号 1970年4月, 1971年2月)。
- [7] 梅原弘光「中部ルソンのハシエンダ・バリオ——ヌエバ・エシハ州サン・アンドレス村の事例——(I) (II)」(『アジア経済』13巻9号, 11号 1972年9月, 11月)。
- [8] 梅原弘光「フィリピン土地登記法——その全訳と解題——」(『アジア諸国における土地政策』〈アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 48—9〉1973年)。(非売品)
- [9] Umehara, Hiromitsu, *A Hacienda Barrio in Central Luzon: Case Study of a Philippine Village* (IDE Occasional Papers No. 12), アジア経済研究所 1974年。
- [10] 梅原弘光「フィリピンの公有地法——その全訳と解題——」(『アジア諸国等における土地政策』〈アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 49—14〉1974年)。(非売品)
- [11] 梅原弘光「フィリピン戒厳令下の農地改革とその農民、農村社会への影響」(『アジア経済』15巻10号 1974年10月)。
- [12] 梅原弘光「フィリピンにおける私的土地所有権展開に関する一考察——スペイン土地政策との関連を中心として——」(斎藤仁編〔1〕所収)。
- [13] 梅原弘光「フィリピンにおける土地所有権確定事業に関する一考察——とくにアメリカ統治下の事業展開を中心として——」(『アジア経済』17巻1・2号 1976年1・2月)。
- [14] Kikuchi, Masao, Luisa Maligalig-Bambo and Yujiro Hayami, *Evolution of Land Tenure System in a Laguna Village*, Los Baños, Agricultural Economics Department, IRRI, 1977.
- [15] Takahashi, Akira, "The Peasantization of Kasamá Tenants," *Philippine Sociological Review*, Vol. 20, Nos. 1, 2 (Jan. and April 1972).
- [16] 高橋彰「技術進歩・土地改革・農民化——中部ルソン農村の変容——」(『アジア研究』20巻2号 1973年7月)。
- [17] 滝川勉「土地制度と農地改革」(宮原幸則編『フィリピンの農業——現状と課題——』アジア経済研究所 1970年)。
- [18] 滝川勉「フィリピンにおける農地改革の新展開」(『アジア経済』11巻4号 1970年4月)。
- [19] 滝川勉「フィリピンにおける1971年農地改革法改正法の成立とその問題点」(『アジア経済』14巻10号 1973年10月)。
- [20] Takigawa, Tsutomu, *A Note on the Agrarian Reform in the Philippines under the New Society* (Discussion Paper No. 74-17), IEDR - School of Economics, University of the Philippines, October 5, 1974.
- [21] 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所 1976年。
- [22] 滝川勉「戒厳令下フィリピンの農地改革——その実態と問題点——」(『農業構造問題研究』110号 1977年1月)。
- [23] 吉川洋子「フィリピンにおける農地改革法の成立——政治発展の一考察——」(『京都産業大学論集』4巻2号 1975年2月)。
- [24] 吉川洋子「農地改革実施の政治力学——フィリピンの場合——」(『京都産業大学論集』6巻1号 1977年1月)。
- [インドネシア]
- [25] 飯島正「インドネシアの土地改革と村落共同体」(『アジア研究』20巻2号 1973年7月)。
- [26] 大木昌「西スマトラ村落における土地権について」(『一橋論叢』72巻1号 1974年7月)。
- [27] 加納啓良「オランダのインドネシア植民地支配と土地政策——1870年土地二法をめぐって——」(『アジア諸国における土地政策』〈アジア経済研究

- 所内資料 調査研究部 No. 48-9) 1973年)。(非売品)
- [28] 加納啓良「19世紀ジャワの土地制度……『現地人土地権調査最終提要』に見る……」(『アジア諸国等における土地政策』〈アジア経済研究所所内資料調査研究部 No. 49-14〉1974年)。(非売品)
- [29] 加納啓良「19世紀ジャワの土地制度と村落(デサ)共同体」(斎藤仁編〔1〕所収)。
- [30] 加納啓良「デサ共同体に関する一考察……『現地人土地権調査最終提要』を素材に……」(『アジア研究』22巻4号 1976年1月)。
- [31] Kano, Hiroyoshi, *Land Tenure System and the Desa Community in Nineteenth-Century Java* (IDE Special Paper No 5), アジア経済研究所 1977年。
- [32] Kano, Hiroyoshi, *Studi Keadaan Sosial Ekonomi Desa di Malang Selatan*, Yogyakarta, 1977 (mimeo., unpublished).
- [33] Kano, Hiroyoshi, *Pemilikan Tanah dan Kesempatan Kerja: Buku Laporan Sementara Survey Sosial Ekonomi Desa di Daerah Bantul*, Yogyakarta, Yogyakarta, 1977 (mimeo., unpublished).
- [34] 内藤能房「中部ジャワにおける土地保有と村落の土地処分権について」(『一橋論叢』72巻5号 1974年11月)。
- [35] 内藤能房「『ジャワ・マドウラにおける原住民土地権調査最終提要』全三巻について」(『一橋論叢』76巻4号 1976年10月)。
- [36] 森弘之「ジャワの『共同的占有』と強制栽培制度」(『社会経済史学』41巻4号 1976年1月)。
- 〔マレーシア〕
- [37] 大内力・川田侃・佐伯尚美・高橋彰・田中学・堀井健三「西マレーシアの稲作農村(1)(2)(3)(4)」(『経済学論集〔東京大〕』42巻2号, 3号, 43巻1号, 2号 1976年7月, 10月, 1977年4月, 7月)。
- [38] 大内力・川田侃・佐伯尚美・高橋彰・田中学・堀井健三『西マレーシアの稲作農村』(東大経済学部日本産業経済研究施設研究報告34) 東京大学出版会 1977年(〔37〕を集成したもの)。
- [39] 口羽益生・坪内良博・前田成文編『マレー農村の研究』(東南アジア研究叢書12) 創文社 1976年。
- [40] 堀井健三「マレーシア米作地帯における地主・小作関係の実態と性格——ケダー州, スンガイ・ブジョール村の事例——」(『アジア経済』12巻10号 1971年10月)。
- [41] Horii, Kenzo, "The Land Tenure System of Malay Padi Farmers: A Case Study of Kampong Sungei Bujur in the State of Kedah," *Developing Economies*, Vol. 10, No. 1 (March 1972).
- [42] 堀井健三「マレーシアにおける小作令(1955年)成立の背景に関するノート」(『アジア諸国における土地政策』〈アジア経済研究所所内資料調査研究部 No. 48-9〉1973年)。(非売品)
- [43] 堀井健三「小作令(1967年)改正法の全訳と解題」(『アジア諸国等における土地政策』〈アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 49-14〉1974年)。(非売品)
- [44] 堀井健三「マレーシア, クリアン米作地帯における土地所有と小作制度」(『アジア経済』16巻1号 1975年1月)。
- [45] 堀井健三「マレーシアの小作政策——小作令(1967年改正法)を中心に——」(斎藤仁編〔1〕所収)。
- 〔タイ〕
- [46] 梶田勝『タイ経済の発展構造』アジア経済研究所 1977年。
- [47] 北原淳『近代タイの土地法制——戦前の土地法体系に関する一試論——』(アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 48-17) 1973年。(非売品)
- [48] 北原淳「タイ米作農業の経済構造——技術的後進型の一つの事例——(I)(II)」(『アジア経済』15巻4号, 7号 1974年4月, 7月)。
- [49] 北原淳「ラーマ5世王朝の土地政策——地租徴収と権利確定の関係を中心として——」(『アジア諸国等における土地政策』〈アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 49-14〉1974年)。(非売品)
- [50] 北原淳「タイにおける地租改正と国家統一」(『海外事情』23巻2号 1975年2月)。
- [51] 北原淳「タイにおける土地所有権の確定——その発生史をめぐって——」(斎藤仁編〔1〕所収)。
- [52] 北原淳「タイの地租改正について」(『東南アジア研究』14巻1号 1976年6月)。
- [53] 友杉孝『1968年中部タイ26県土地経済調査——その全訳と解題——』(アジア経済研究所所内資料調査研究部 No. 45-2) 1970年。(非売品)

- [54] 友杉孝「タイ中部平野11県の土地所有別農家経済調査（1965年）」（『アジア諸国における土地政策』〈アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 48—9〉 1973年）。（非売品）
- [55] 友杉孝「タイにおける土地所有の展開過程」（斎藤仁編〔1〕所収）。
- 〔ベトナム〕
- [56] 木村哲三郎「南ベトナムの土地改革」（滝川勉編〔3〕所収）。
- [57] 桜井由躬雄「洪徳均田例に関する史料紹介(1)(2)」（『東南アジア・歴史と文化』 3, 4 1973年11月, 1974年11月）。
- [58] 桜井由躬雄「永盛均田例の周辺」（『東洋学報』 56巻2・3・4号 1975年3月）。
- [59] 桜井由躬雄「永盛均田例の研究」（『史学雑誌』 85編7号 1976年7月）。
- [60] 桜井由躬雄「19世紀ヴェトナム村落内土地占有状況の分析——嘉隆4年山南下鎮地簿を中心として——」（『東南アジア・歴史と文化』 6 1976年11月）。
- [61] 桜井由躬雄「嘉隆均田例の分析」（『東南アジア研究』 14巻4号 1977年3月）。
- [62] 桜井由躬雄「19世紀初期ヴェトナム村落内土地占有状況の分析再論——Nguyen Duc Nghinh 氏の4論文の紹介と批判及び山南下鎮における展開——」（『東南アジア・歴史と文化』 7 1977年12月）。
- [63] 高橋保「メコンデルタにおける土地所有と経済社会開発史」（『東南アジア研究』 13巻2号 1975年9月）。
- [64] 滝川勉「南ベトナムにおける農地改革の新展開」（山本秀夫・丸毛忍編『現代世界の農業問題』 亜紀書房 1970年）。
- [65] 村野勉『ベトナム民主共和国土地政策関係資料集』（アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 47—7） 1973年。（非売品）
- [66] 村野勉「ベトナム民主共和国独立初期の土地政策——1945年9月～1953年3月——」（『アジア経済』 14巻8号 1973年8月）。
- [67] 村野勉「ベトナム民主共和国の小作料引下げ『大衆発動』」（『アジア諸国等における土地政策』〈アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 49—14〉 1974年）。（非売品）
- [68] 村野勉「北ベトナムの土地改革」（斎藤仁編〔1〕所収）。
- [69] 吉沢南「植民地型開墾地(コンセション)設定について——フランス植民政権のベトナム村落への関与の一形態——」（『人文学報〔都立大〕』 114号 1976年3月）。
- [70] 吉沢南「フランス植民地下のベトナム公田公土制度——ヴァー・フィ・フック論文に関連して——」（『人文学報〔都立大〕』 118号 1977年2月）。
- 〔ビルマ〕
- [71] 竹村正子「下ビルマ・デルタ地方における農民負債と土地集中——1920～30年代を中心に——」（『アジア経済』 17巻10号 1976年10月）。
- （アジア経済研究所調査研究部部長）